

合理的配慮

✓ 合理的配慮とは？

障害者（慢性疾患・難病を含む）の平等な修学・就労機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、国公立大学を含む公的な機関が個々人に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供することを「合理的配慮」といいます。

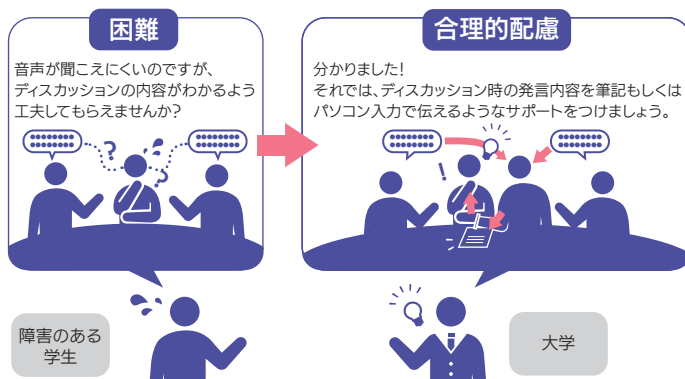
● 障害の範囲

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学の職員等及び学生、その他本学が行う教育研究等の活動全般に参加する全てのもの

● 社会的障壁

障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行及び観念その他全てのもの

(資料1 ～国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程～)



合理的配慮に該当しない事例

「ディスカッションに参加しなくても単位がもらえるようにする」等、教育の本質や評価基準の変更は配慮に当てはまりません。

✓ 合理的配慮のポイント

① 建設的対話の徹底

合理的配慮の内容は障害のある学生・教職員と大学側が話し合い（建設的対話）を行い、合意形成の上、決定します。建設的対話においては本人の意思決定を重視し、本人への意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容を決定することは避けなければなりません。

また配慮の内容について、周囲との均衡を失する又は過重な負担が生じる内容がある場合には、その旨を本人に伝えた上で、代替手段を検討します。

過重な負担とは、下記の①～④が含まれます。過重な負担により、合理的配慮が行えない場合には、その旨の説明責任が発生します。

- ①教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度
- ②実現可能性の程度
- ③費用・負担の程度
- ④本学の規模、財務状況

(資料2 ～国立大学法人九州大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領～)

② ダブルスタンダードの不可

合理的配慮は、学修の「機会の均等」を保障し、学修目標へ到達するための「方法の変更や調整」のためのものです。そのため、評価基準を変更したり、評価を甘くしたりすることは、ダブルスタンダードを設けることに当たります。成績評価の基準を変えないということは、障害の有無による有利不利をなくすことであり、また、授業を受講した学生に単位を出すということは、学生がその授業の目指す到達目標に達していることを指します。

③ 個人情報取り扱いの確認

本人の許可なく、障害の有無や合理的配慮の内容について、第三者に口外してはいけません。もし、配慮を実施するにあたって、第三者への説明が必要な場合には、本人にその旨を伝えた上で、どのように伝えるかを本人と検討する必要があります。

合理的配慮提供までの流れ-1

✓ 障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1 相談体制（流れ図①）

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN室」）に相談する。

2 合理的配慮要望書の作成（流れ図②）

学生は、面談者等と面談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（以下、合理的配慮要望書）」および別紙「合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧」の必要事項を記入する。

※学生本人が合理的配慮要望書を作成することが困難な場合は、保護者等が面談者等と相談しながら作成を代行できる。

※配慮申請をする際に、根拠資料として下記①～⑤のいずれかが必要となる。

①診断書 ②障害者手帳 ③心理検査等の結果 ④専門家の所見 ⑤過去の配慮実績

3 合理的配慮要望書の提出（流れ図③）

様式1および別紙は学生本人が学生支援課に提出する。

4 合理的配慮要望書の送付（流れ図④）

学生支援課は、要望書の宛先により各担当係へ要望書を送付する。

5 部局等における合理的配慮の協議（流れ図⑤）

各担当係は、科修学上の配慮について協議を行う組織等に協議または検討を依頼する。監督責任者（部長等）は協議内容等を踏まえて配慮内容を決定する。

6 配慮内容の通知（流れ図⑥⑦）

各担当係は、監督責任者名義で「合理的配慮依頼文（以下、依頼文）」を作成する。この「依頼文」を、各担当係より担当教員へ送付する。また、各担当係は、監督責任者名義で「合理的配慮受付通知文」を作成し、学生へ送付する。

7 建設的対話（流れ図⑧⑨⑩）

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、「依頼文」への教員の回答、およびその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。各担当係は、教員の検討結果が記入された「依頼文」を学生に随時送付する。

学生は、検討結果が記入された「依頼文」をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。

8 配慮の実施（流れ図⑪⑫）

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、各担当係と協議する。担当教員は、上記7.の建設的対話および⑩の協議等により、合意形成し配慮を実施する。

9 決定された内容のモニタリング（流れ図⑬）

学期末に障害者支援推進専門委員会より、合理的配慮を申請した学生・合理的配慮実施担当者向けに合理的配慮の対応状況についてモニタリングが実施される。

合理的配慮提供までの流れ-2

✓ 九州大学における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ図



※動画でも説明しています。

